

原子力委員会 政策評価部会（第17回） 議事録

1. 日 時 2007年7月11日（水）10：30～12：40
2. 場 所 虎の門三井ビル2階 原子力安全委員会第1、2会議室
3. 出席者 近藤部会長、井川委員、伊藤委員、末永委員、辰巳委員、田中委員、  
新田委員、広瀬委員、松田委員  
黒木参事官、牧野企画官、西田補佐、中島補佐  
全国原子力発電所所在市町村協議会 森副会長  
宮城県原子力安全対策室 佐藤室長  
地方公務員共済組合連合会 松本理事長
4. 議 題
  1. 国民・地域社会との共生に関する関係行政機関等からのヒアリング
    - (1) 全国原子力発電所在市町村協議会
    - (2) 原子力発電関係団体協議会
  2. 国民・地域社会との共生に関する取組状況を踏まえた評価についての議論
  3. その他
5. 配付資料
  - 資料第1－1号 薩摩川内市の概要
  - 資料第1－2号 「国民・地域社会との共生」の取り組み（鹿児島県薩摩川内市）
  - 資料第2－1号 「国民・地域社会との共生」の取り組み  
(原子力発電関係団体協議会会長県 宮城県)
  - 資料第2－2号 原子力発電関係団体協議会会員道県における原子力広報事業概要一覧  
(平成18年度)
  - 資料第2－3号 原子力広報担当者会議 議題一覧
  - 資料第3号 第17回政策評価部会における論点について
  - 資料第4号 原子力委員会政策評価部会（第16回）議事録
  - 参考資料 「原子力委員会政策評価部会 ご意見を聴く会」への参加者及び御意見  
の募集について（平成19年7月3日 政策評価部会）

(近藤部会長) おはようございます。

それでは、第17回の原子力委員会の政策評価部会を開催させていただきます。

本日は前回に引き続き原子力と国民及び地域社会の共生の分野についての政策評価をお願いするわけですが、河瀬委員は今日ご欠席という連絡をいただいておりますところ、河瀬委員が所属される全国原子力発電所所在市町村協議会から森副会長にお越しいただいております。また、本日は地方公共団体におきます取組状況についてご説明いただくため、原子力発電関係団体協議会事務局の宮城県の原子力安全対策室長の佐藤様においでいただいております。さらに、有識者として、地方自治の在り方について詳しい、地方公務員共済組合連合会の松本理事長にもお越しいただきました。理事長には適宜ご発言いただければと思います。今日は森さんにお話をいただくことになっておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、本日の会議でございますが、議事は議事次第にありますように2つ、1つは関係機関からのヒアリングということで、全国原子力発電所所在市町村協議会及び原子力発電関係団体協議会からお話を伺いまして、若干のご議論をいただくことを予定しています。二つがこの分野の政策評価に関して事務局がまとめのたたき台のものを用意していますので、それについてご議論をいただくことです。よろしく申し上げます。そのため、お手元には、資料1号から4号までを用意してあると思います。ご確認いただければと思います。

それから、全原協からいくつか、4種類ですか、パンフレットが配付されていると思いますが、よろしゅうございましょうか。

それでは、早速でございますが、議題1の国民・地域社会との共生に関する関係行政機関等の取り組みについてということで、まず全国原子力発電所所在市町村協議会の森副会長からご説明をお願いできればと思います。よろしく申し上げます。

(森副会長) ご紹介いただきました全原協の副会長を仰せつかっております薩摩川内市長の森でございます。今日は河瀬会長がどうしても所用のためには出席できないということでございますので、かわりまして副会長の森が出席をさせていただきました。このような原子力政策に関する意見発表の機会を賜りましたことに対しまして、厚くもって心から感謝を申し上げる次第であります。着席のまま説明をさせていただきます。

では、最初に本市の紹介を簡単にさせていただきます。お手元の資料1-1をごらんいただきたいと思っております。

人口が約10万2,000人でございます。平成16年10月に県内で最初に離島を含む合併をいたしたところでございます。1市4町4村の自治体で合併いたしました。

なお、合併いたしました旧入来町及び旧祁答院町を合わせますと人口1万人ぐらいでございますが、この町は電源三法における原子力発電所の隣接地域でなく、一つの市でありながら電源三法の適用地域と未適用地域が存在している町でもあります。原子力発電所につきましては、89万キロワットのPWR型の原発が2基ございまして、1号機については昭和59年7月に、2号機が昭和60年11月に営業運転開始をしておるところであります。それぞれ23年、あるいは22年経過をいたしておりますが、現在のところ順調に運転が継続的になされておるところでございます。また、現在150万キロワット級の3号機増設に関する環境影響評価が進められているところでございます。来年の末には、その結果が分析、解析を終わりました、結果が出てくることになっております。これまで原子力発電所にかかわる固定資産税や電源三法交付金等を活用いたしまして、社会資本整備など、地域振興策を重点的に進めてまいりましたが、いまだに多くの課題が残されているところでもあります。

では、本日の議題であります「国民・地域社会との共生」に関する取り組みにつきまして、項目ごとに市町村の現状と課題を説明させていただきます。資料1-2をごらんいただきたいと存じます。

まず、1つ目の項目でございますが、安全確保のための活動や事業活動の社会に対する透明性の確保関係でございますが、本市では県及び九州電力と川内原子力発電所に関する安全協定書を締結し、この協定書に基づきまして平常時、あるいは事故、トラブルに関する情報の提供を電力会社から受けており、市民への情報提供につきましては、原子力安全対策連絡協議会を設置いたしまして、この会議の場で原子力発電所の運転状況や環境放射線のモニタリング、測定結果等について報告をいたしているところでもあります。

市議会に対しましては、各議員宅にファクスを整備しておりまして、緊急事態発生の上きは新聞に出てから議会が知ったということでは困りますので、新聞に出る前に、テレビに出る前に、議員宅ではファクスでもって緊急連絡をしております。この点については、非常に迅速にやっただいていただいているということで、議会の方からは好感を持っていただいているのであります。

また、主要事項処理経過報告という形で、議員全員に対しましては発電所に関する重要事項を報告するとともに、市議会原子力発電所対策特別委員会におきまして、川内原発の通常時の運転状況、あるいはまたトラブル状況をはじめ、原子力に関する情報等につきましては、本市の発電所のみならず、よその原発の関係等についても逐一報告しながら、原子力に関する理解を深めていただいているところでもあります。

その他、市民に対しましては広報紙とともに発電所の運転状況やトラブルの概要等を掲載して情報提供を図っておりますし、マスコミに対しましては市議会にお配りします資料と同じものを情報提供しているところでもあります。あわせて、九州電力に対しましては、日ごろから積極的に情報提供をお願いしているところでもあります。

川内原子力発電所の透明性を確保するためには、積極的な情報公開が必要であり、対市民、対事業者との信頼関係を構築し、その関係を維持、継続していくことが重要であると考えております。この信頼関係が崩れたら、幾ら情報提供いたしましても信用してもらえないということではいけませんので、過去にある電力の定期検査時の不正、記録の改ざんなど、不適切な操作等はございましたけれども、これは原子力管理に限らず食品の偽装問題等、多くの事例が示しておるところであります。このために、国並びに事業者に対しましては、引き続き積極的な情報提供に努めてもらうことが肝要であります。地域住民を初めとした国民との信頼関係を構築し、維持していくことが求められていると考えております。

次に、広報活動、広聴活動でございますが、広報や対話の活動及び多面的な理解促進活動に関する当市の取り組みといたしましては、国の広報・安全等対策交付金事業を使いまして、広報紙やチラシ、パンフレットなどの作成、また一般市民を対象といたしまして、先進地調査を実施しております。原子力関連施設の視察や小・中学生を対象といたしまして、原子力発電所の親子見学会の実施など、原子力発電に関する理解促進に努めているところでもあります。また、広聴活動といたしまして、市民ふれあい会議での対話や100人で構成する市政モニター制度、あるいは政策提言を行う女性50人委員会から原子力防災等に関する提言を受けるなど、取り組みも実施いたしているところであり、また原子力発電所に関する市民からの申し入れに対しましては、直接面談を行い、真摯に対応しているところでもあります。特に原子力に批判的な考え方を持つような方々に対しましては、必ず市長が直接会いまして意見を聞き、市長の考え方を説明することにいたしております。

市町村としては、引き続き地道に市民に直接声を聞く機会をふやすことが肝要かと考えておりますし、国の方におかれましても、立地地域の住民を初め、国民との直接対話ができるところに出ていって、そして話をさせていただくということも大変重要であるというふうに考えております。

次に、原子力に関する学習機会の整備・充実につきましては、全国原子力発電所在市町村協議会といたしましても、従来から小学校の段階から教育する機会をつくることが重要であると、原子力発電所が立地する市町村の声として国に対しましても要望いたしているところ

であります。しかしながら、学校現場ではこれまでゆとり教育方針の中で、エネルギーに關しましては理科の授業で取り上げられていないのではなかろうかと、このようにも伺っておりますし、内容的にも掘り下げられているのかというのが疑問であるというふうに伺っております。社会科の中でエネルギーに関する記載はあっても、原子力に関してはどちらかといいますと、放射線に侵されるとか、そういうマイナス面を強調した表記が多いと聞いているところであります。

また、文部科学省では原子力エネルギーに関する教育支援事業交付金が平成14年度に創設されましたが、本県におきましては平成18年ごろからようやく活用実績があるだけでありまして、取り組みが非常におくれており少ないという実情にあります。昨今の石油の国際価格の高騰に対しましても、我が国におきましては第1次及び第2次のオイルショックのときのような大きな国民の困難はないわけでございますが、これにつきましては平時からエネルギーの多様性を持たせて、特に原子力に力を入れてきた結果がエネルギーを安定的に供給できるという、そういう観点から、原子力政策を進めてきたことに対しましては大変意義のあることではなかろうかと、このように理解をいたしておるところであります。ただ、国民が、市民がどこまでこのエネルギー問題等について真剣に、本当にそういうふう実感しているのかどうかは疑問であります。

教育は国家百年の礎を築くものであります。エネルギー自給率の非常に低い我が国におきましては、子供のころからエネルギーの重要性を教えるべきであると考えております。

次に、国と地方の関係につきましては、安全協定に基づきまして、原子力安全対策連絡協議会を県及び市で設置しており、この協議会に電気事業者及び川内原子力保安検査官事務所長にオブザーバーとして参加をしていただいております。保安検査の結果、あるいは事故・トラブル等、これはよその発電所で発生したもの等も含めまして、情報の提供を受けまして、開設をいただいております。

また、経済産業省原子力安全・保安院からは、重要な事案等が発生いたしましたとき、あるいは法律の改正等がございましたときは担当課所から職員がわざわざお越しいただきまして、直接説明をいただいております。

当市におきましては、平成13年度から資源エネルギー庁へ職員を派遣しております。2年に1回、3期生が研修生としてエネルギー庁の方へ出向いたしておりますが、電源施設設置に伴う地域振興等の研究、あるいは今後の電源開発の進展等に対応できる人材育成を目標といたしておるところであります。国と地方の信頼関係の構築にも大変役立っているところ

でもあります。

国は直接原子力立地市町村の住民の声を聞く方策として、原子力安全地域広報官を配置しておられる地域があるわけですが、鹿児島、九州の方にはございません。伺いますというと、広報官については新たに設置をする考えはないということをお伺いするところですが、広報官は大切だと思う次第であります。大きなトラブルが発生いたしましたときに、余り原子力に理解のない考え方の方々から、広島の前爆と同じぐらいの、それよりも何十倍も大変なトラブルになるおそれがあるということで意見が出たとき等については、すぐその専門官がぱっと切りかえて、これはこうでありますという説明ができるよう、広報官が所在していただきますと大変ありがたいと、このように思う次第であります。

国の担当者も、また異動時期が早いために名前を覚えたころにはすぐかわられるということですが、ここらあたりにつきましても、意思の疎通が一つもつと図られるようにするためには、関係担当職員の人事異動についても、何らかもう少し配慮をいただければ大変ありがたいと、このように思う次第でございます。これは難しいことであると承知はいたしております。

最後に、立地地域との共生について述べさせていただきます。

当市は電源交付金等を活用した地域振興事業の実施や関係機関の情報誌等を活用した地域情報の発信に努めているところであります。しかしながら、こうした取り組みは関係者、電源地域への情報発信となっているのが現状でありまして、消費地には電源地域の声が十分届いていないのではないかと感じております。国におきましては、原子力政策の普及と啓発の観点からも、消費地に対する広報活動に力を入れるべき時期に来ているのではないかと考えます。立地地域につきましては、電源三法交付金等を初めとした振興策が講じられておりますが、広い行政区域が合併でさらに広がり、依然として社会資本の整備がおこなわれているのが現状であります。立地地域としての浮揚を実感できるレベルに至っておりません。多くの課題が残されております。今後においても制度の充実、確保が必要であると思っております。

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法につきましては、県が地域振興計画を策定する仕組みではありますが、市町村の事情を十分配慮されていないのではないかと、このように思っております。掲載した事業についても、支援の対象が3割程度と少ないということに加えまして、国の補助割合についても他の特定地域の振興特別措置法と比較いたしました場合に、例えば道路では50%を55%に引き上げられておられるわけですが、残りの45%については起債に依存しなければならないという問題があります。交付税措置が

70%あるものの、借金をしないと事業ができない起債依存体質に陥っておりまして、財政の硬直化を招く結果となっております。また、対象とできる事業が限定されるなど、使い勝手も悪い状況でございます。補助率の引き上げとともに、対象事業の拡大、また期限が参りますまで、23年3月までとなっております現在の措置法について、期限の延長をお願いしたいと、このように思っております。

特に当市の場合、避難道路と位置づけておりますところが近くに高速道路が整備される予定ではございますが、私のまち、川内と阿久根間が一番最後に高速道路が整備されるということではございまして、事業区間になっておりません。計画路線ということになっております。原発のある地域が一番最初に整備をされていかなければならない。いざというとき国道3号1本でありますので、風上に避難する場合は高速道路が一番大事ではなかろうかと、このように思っておりまして、保健所とか消防署とか病院とか、そういうところに運ぶための道路、行くための道路、それも必要でございますが、私のところは一番近くを走る高速道路の整備を他の市町村よりも先に整備をしていただきたいと、こんなふう考えているところであります。そのためには、関係省庁の連携が必要だと存じます。

また、電源開発促進対策特別会計、電源特会につきましては、ご案内のとおり平成19年度から電源開発促進対策特別会計と石油特会とが統合されまして、エネルギー対策特別会計となっておりますわけでございますが、本来の電源三法による電源地域の振興という立法趣旨に反するものと考えております。電源開発促進税の一般会計への直入は見直していただきたい、もとに戻していただきたいと考えております。

次に、電源三法交付金制度につきましては、それぞれ立地地域に応じた柔軟な運用を行えるよう対象事業の拡大、交付対象期間を施設解体、撤去まで延長していただきたい。また、交付金事務の簡素化についてもご検討いただきたいと考えております。さらに、立地地域としては都道府県との対等な関係及び地域との共生の観点から、燃料サイクル交付金、原子力発電施設立地地域共生交付金、電力移出県等交付金の立地市町村に対する配分の明記、あるいは立地市町村を重点とするガイドラインを作成していただく必要があると思っております。

次は核燃料税の市町村への配分についてであります。

道県から市町村への配分があるところは7道県、ないところは6県であります。九州の2県はございません。核燃料税につきましては、立地地域あつての税であるということは言うまでもありませんが、現状におきましては格差が生じているため、都道府県と市町村との対等な関係維持、地域との共生の観点から、国におかれましては、市町村配分を明示したガイ

ドラインを作成するなど、早期の配分、制度確立が必要であると存じます。

ある省に参りますという、これは県の問題である。県に行きますという、国の問題であると。ぐるぐると回って、私が市長になりましてから12年になりますが、最初からお願いしておりますけれども、いまだに実現をしていないのが現状であります。

次に、電源地域振興促進事業補助金等による地域振興についてであります。

この補助金は電源開発促進税を原資とする電源地域における雇用促進と産業振興を目的とした補助制度であります。本市におきましては企業の施設、設備投資に対する電源過疎地域等企業立地促進事業費補助金、B補助金と言われていたものと電気料金に対する原子力発電施設等周辺地域企業立地支援補助金、F補助金とっておりますが、2つの補助制度を活用しております。しかしながら、B補助金につきましては平成16年10月に合併した旧入来町地域及び旧祁答院地域は補助対象外区域となっております。また、F補助金につきましても、同地域に補助割合の格差、他の地域は2分の1、このところは4分の1ということになっておりまして、同じ市町村の中で地域によって不公平感が生じております。本市の企業立地活動に障害となっているところであります。今後、電源地域における企業誘致を推進するためにも、交付期間の延長を含めまして補助金の増額など、補助金制度全般の充実、強化を図ることが必要であると考えます。

次に、電気事業者、研究機関と地域の共生についてであります。

現在、運転中の1、2号機の運転管理状況及び定期検査など、電気事業者におかれましては、地元雇用、資材調達などにおきましては、大変協力をしていただいております。また、定期検査中の宿泊などの地域経済に与える影響も大きいものと分析をしております。また、3号機につきましては、現在地質調査、環境アセス等の環境調査を実施中でありまして、この調査業務についても地域経済に与える効果は大きいものがあります。今後につきましては、電気事業者が持っている原子力関連技術による地元企業の育成を進めるとともに、エネルギーに関する研究開発機関等の新設が実現することにより、さらに地域との共生が推進されるものと期待しております。できれば九州にも原子力関係の研究機関ができれば薩摩川内市の一角にあれば大変いいなと、このように思っております。

以上、原子力政策大綱「国民・地域社会との共生」に関し、当市の取り組み状況など、現状と課題につきまして述べさせていただきました。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。



(近藤委員長) ありがとうございます。

それでは、続いて原子力発電関係団体協議会からご説明をいただきます。

佐藤さん、よろしくお願いいたします。

(佐藤室長) 宮城県の原子力安全対策室長の佐藤でございます。今日はよろしくどうぞお願いいたします。

原発立地県は14道県ございますけれども、これを代表いたしまして、国民・地域社会との共生に関しまして、各県からの意見を申し上げます。残念ながら時間も制約がありまして、十分な意見は得られなかったわけでございます。そういうことで、本日は毎年実施しております広報関係の会議の中から各県の広報事業等について、表で資料としてまとめてございます。さらに各県での課題と毎年これがお互いの情報交換の議題として出されるわけでございますけれども、各県が問題としている内容について、検討させていただいております。

この内容について、若干説明をさせていただいて、最後の方におきましては、原子力広報に関する課題ということで、住民が関心を持っているものと我々が提供している情報とのギャップと申しますか、そういったことと、地域において国がどのように見られているのか、あるいは今後どうしていった方がいいのかについて述べさせていただきたいと思っております。

それでは、最初に各自治体が行っている原子力広報事業でございます。このA3の資料に一覧表で出しておりますけれども、14道県のうちの山口県を除きまして、山口県はまだ計画ということでございますので、若干内容的に異なりますけれども、各県がほぼ同様な内容、項目で事業をやっているというのをおわかりになるかと思っております。その中で、広報展示室の設置運営というタイトルをつけてございますけれども、ここで実際に現場と申しますか、地元で原子力センター等の主に安全協定に基づいた周辺環境の測定、監視、これは県が担当しているというのが実情でございます。そのための拠点といたしまして、原子力センターというのを設置してございます。その原子力センターの周辺もしくは併設の展示室がございまして、そこを拠点とする広報活動が中心となっております。運営の主体といたしましては、直営でやっている県が4県、財団等に委託している県が7県ございます。全くそういう施設がないというのが3県ございます。

また、事業の中身といたしましては、見学会とか講演会等のイベント等、それから広報誌、パンフレット等の作成、配布、それからマスコミ等を利用した広報、それからホームページによる広報という大まかにこのような内容になっております。各県の状況を見ますと、イベント等を中心にやっている県、それから主にパンフレット等でやっている県、青森県等につ

きましては、新聞等のマスコミを活用した広報をやっているということで、ほとんど同じ項目をやっていますが、各県の取り組みはばらばらでございまして、それぞれ後ほど2番のところを担当者会議の議題もお示しいたしますけれども、担当者がどのような対応をしたらいいか非常に悩んでいるというのが現状でございます。比較的安定した事業をなされているところというのは、予算的にもある程度充実したところということで、当然サイト数とか発電所の数に応じて交付金等の支給限度額が決まりますので、委託先の財団等のしっかりしたところでは、各県に任せられている広報事業の実態はこういう状況で、国としてはもう少ししてこ入れした方がいいんじゃないかということもございます。そういう点では各自治体にお任せするというのは若干問題があるのではないかなと思っています。我々宮城県もそうでございますけれども、非常に苦勞をしながらやっているということもでございます。

2番目の問題でございますけれども、資料の第2-3のところここ4年間の議題を挙げてございます。これで見させていただきますと、18年度におきましては、小学生に対する放射線に関する知識の普及とか、子供たちへの教育の問題、それから5番でございますけれども、新聞広報についてということで、これは青森県さんが中心になって主にやっているんですけども、各県とも経験はするんですが、なかなかうまく成果が出てないんじゃないかというように、いろいろノウハウ等を紹介した事例でございます。

そのほか、17年度を見ていただいてもわかりますように、その都度いろいろな問題がありまして、例えば4番の耐震安全性の広報についてということで、これは宮城県で17年8月16日に宮城地震がございまして、それによって3基ともとまったということで、地元住民には非常にショッキングであったということもでございます。こういったものに対する広報のあり方について、県のレベルで専門的な知識というのがなかなかない中で広報をするという難しさというのを感じた次第でございます。

なお、このことにつきましては、18年度におきまして、国、保安院との共催でございますけれども、住民への説明会という中で地元の3カ所をキャラバンする形で説明会を開催させていただきまして、それなりの地元の理解が得られたものと感じているところでございます。

幾つかここには並べてございますけれども、こういった形で各担当者はそれなりの努力をしているというわけでございますけれども、なかなかその成果が思うように出てきていないというのが先ほども繰り返しますけれども、現状かというふうに思っている次第でございます。

それで、資料2-1の3番目のところに、住民の関心と提供する情報というタイトルをつけましたが、必ずしも適切なタイトルではないかもしれませんが、宮城県もそうですけれども、原子力センターに併設する広報施設におきまして、発電を開始する前から広報事業をやっております。そういうことで、地元につくったという意味は非常に強くありまして、地元の皆様方は開設当初は結構な数の来館者があって、それなりの広報ができていたというふうに考えておりますけれども、このところは非常に人数が少なくなっているということで、当初の4分の1ぐらいまでに減少しているというのが現状でございます。他の県におきましても、多かれ少なかれそういう状況でございます。

特に女川の場合は非常に田舎でございますので、なかなか一般の市民といいますか、県民といいますか、周辺の方々が出向くというのが非常に難しいというのがあるかと思っておりますけれども、都市部寄りに設置したところでは、比較的多くの来館者がおるといってもございます。そういった立地の問題もあろうかと思っておりますけれども、当初原子力等に関するベースになる知識の普及のための原子力広報施設というのは、地域ではかなり浸透して、原子力センターにどういうものがあるかは大体みんな分かってきているというような状況かなというふうに思います。むしろその他の例えば宮城県で言えば大都市であります仙台圏とか、そういうところの人たちへの広報活動をどうするかということで、本県としては見学会ということでバスを仕立ててご案内するというのをやっておりますが、これは数に限りがございます、ある意味では焼け石に水の感があるという状況でございます。

それで、2番目の2ぽつのところに原子力発電所の運転、検査、補修状況と、それから国による規制状況と、こういう情報がむしろ今地元では非常に関心事になっているということでございます。こういったものをどういう形で今広報活動をやっているかといいますと、各県ともホームページ等で例えばトラブル等、その他のところに「特に、トラブル等発生時における」というふうに書いてございますけれども、発電所の安全性についてということで、これを広報する手段といたしましては、我々は安全協定に基づいて情報を収集いたしますので、その収集した情報について、県の立場としてプレスレクをしながら公表するという形をとってございます。

当然、事業所である電力会社もプレスレクをするということになっておりますけれども、住民にとっては、運転の状況、発電所の安全性はどうかということが非常に関心が高いところでありまして、そのための情報がある意味では速報性のある広報というのが非常に求められておりまして、我々がやっている拠点施設における広報事業というのは、その後の対策

としての公表、いろいろなデータの提示というものとなっております。大方の住民が耳にする目にするのは、テレビ報道であったり、あるいは新聞報道によつての情報であるということで、これに対する対応というものが非常に重要なのではないかというふうに感じているところがございます。

当然、先ほど三法交付金の話もございましたように、地元に対する交付金による恩恵といえますか、それは当然地元住民もよく感じているというふうには理解しておりますけれども、トラブル等があつて不安に感じることによつて、一気にそういった恩恵というものをゼロにはならないですけれども、何か落ちてしまうということで、そういう安全対策に対する速報的な、いわゆるマスメディアに対する正確な情報の提供といえますか、そういったものが非常に重要なのではないかということを感じているところがございます。

4番に地域における国の存在ということでございます。

先ほどちょっと申し上げました女川における昨年度実施いたしました耐震安全性の住民説明会、これは非常に好評でございました。そのほか愛媛県におけるプルサーマル関係の説明会があつたようでございます。こういった国が主催していただく、我々も共催という形でお手伝いさせていただいておりますけれども、このように住民説明会、膝をつき合わせた説明会というものをもっともっとふやしていただく一方で、そういう問題とは別に、国民の原子力に対する理解を深めてもらう意味での広報事業というのは、都市部においても非常に重要なのではないかというふうに感じております。

それで、一つ提案的なことでございますけれども、先ほどトラブルに対する関心というのが非常に高いというか、無視できない状況ということで、地元の人がちょっとした本来安全性に直接かわりないようなことでも、近年は安全協定の中で事業者に対して積極的な情報公開を求めています。透明性を確保するということをお願いしているところがございます。それにこたえていただきまして、いろいろな情報を出してもらつております。トラブルにならないレベルの情報もそれぞれ出してくださいということをお願いしているところです。

それを公表するのは事業者がやっているわけでございますけれども、昨日もニュースになりましたが、地元では志賀原発で点検中の制御棒の引き抜けて臨界になつたということがございました。これとは全く違う現象でございますけれども、東北電力の方から定期的な報告の中で予定よりも一つ余計に制御棒が抜けたという現象がございました。

これに対して、我々は当然情報として事前に事業者から聞いており、問題はないというふうな判断をしておつたわけですが、電力会社の公表した中身を記事そのものの偽りと

かということはないわけですが、非常にセンセーショナルなタイトルと大きな見出しで出されているということで、住民の方は恐らくその中身を十分に説明してくれる人がいないと、非常に不安になってしまうのではないかとこのように感じております。東北電力さんとしては、我々の要求にこたえて積極的に情報を公開するというので、今後ともひるまずやってほしいという要望を昨日やったところでございますけれども、こういうときに国・規制官庁としてはトラブルではないわけですので、積極的にご説明する立場ではないかもしれませんが、それをサポートするような、例えばその安全性については問題がなかったというものを地元の記者からの質問とか、そういった要望に対する門戸を開いていただいて、いつでも情報の提供やコメントするような体制をつくっていただければということが4番の最後のところに書いてある「トラブル発生時の地元記者への対応」ということでの要望でございます。

大きなトラブルになりますと、国の保安院の方でプレスレクをやるわけでございますけれども、地元の記者さんたちへの情報提供というか、取材というのはなかなかできないということでございます。地元の住民が知り得る情報というのは、速報性という点ではどうしてもマスメディアの力に、しかも地元の新聞記事等に大きな影響を受けるというように感じてございます。

そのほか先ほどの三法交付金、避難道路の問題とか、いろいろございますけれども、そういったいろいろな施設とか道路とか、そういったものを整備いたしましても、安全性に対する不安というものはどうしても住民の方にとって優先されます。情報公開と裏腹なんですけれども、その中でしっかりとサポートをするということが重要なんではないかと思っております。今回時間的に十分でなかったんですけれども、こんな形でまとめさせていただきました。

ありがとうございました。

(近藤委員長) どうもありがとうございました。

お二方から現場における経験に即した問題提起、ご意見をいただいたところです。森副会長が用意された要旨記載の資料のお読みにならなかったところにも大変貴重な意見が書かれていると思います。これもぜひ参考にさせていただきたいと思っておりますので、この点、よろしくお願いいたします。

それでは、20分ほど時間をとって質疑を行いたいと思っております。なお、森副会長は河瀬委員の代理でございますので、委員としてご発言していただいても結構でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、どうぞ意見、ご質問のある方。

末永委員。

(末永委員) 極めて単純なことからお聞きいたしますが、森副会長さんの方でありましたけれども、透明性の確保という中には最後の方に問題、課題というのがありまして、その中でずっと現状をご報告いただいた中で、九州電力はかなりの意味でいわゆる透明性の確保ということではやっていると思うんですが、そういう中においてさらなる積極的な情報公開、つまり信頼関係を構築するためにはどうしてもそれが必要だというふうなことでお書きといいますか、結論といいますか、これからの課題が挙げられておりますけれども、この辺というのはどのぐらいまで、定量的にはなかなか難しいですが、そういうふうなところでどこまでやればいいのかという、その辺というのは一つの問題になるんじゃないかというふうに思うんです。それは佐藤室長がおっしゃりましたけれども、要するにトラブル等々を絶対に隠さないと。あるいはトラブルとは言えないようなものまで知らせると、情報公開するという、そういうことをあるいは意味しているのか、その辺ちょっとお聞きしたいなということです。

それから、あと佐藤室長に3番目の方で、原子力等に関する知識の普及というのも、これは基本的にはある意味で終わったというのはあれですが、かなり普及していると。最近原子力発電所のどちらかという規制とか、そういうことで、そういうふうなことにシフトしていっているとおっしゃいましたけれども、私はこれは多分両者一体の関係でこれからも住民に情報として提供していかなくちゃいけないと思うんですが、その辺において何かお考えがあればと。特に宮城県の場合は女川でちょっといろいろ起きましたので、佐藤室長さんのご説明の中にも2番目の方がちょっと強めにおっしゃられたのかなという気がいたしますが、その辺いかがかということですね。

それから、ついでに申しますと、例えば原子力のさまざまな、青森県は確かに県がつくっているのはありませんが、原子力事業者は必ずPR館等、そういうものをつくっておりますが、そういったものは確かに先ほど室長さんがおっしゃられたように、だんだん、だんだん見学者が少ないとかというようなこと、六ヶ所村の方は幸いのこと最近修学旅行生もちょっと来たりして、ふえているということを聞いておりますが、私は多分それは仕掛けの問題もあるんじゃないかと思っていますね。

我々が考えているのはちょっと極端ですが、いわゆる最近観光でも産業観光というふうなことが目玉になっておりまして、原子力発電所とか原子力施設というのは、ある意味で科学技術の粋を集めたそういうものだ。要するに、現在の産業の一つの基本的な部分だという

ような位置づけをしまして、その中において他の自然とか温泉とかという観光と同時に、これを組み合わせることによって、あるいは提供できるんじゃないかというふうな気がしているんですが、その辺に関しましてご意見をいただければと思います。

よろしく願いいたします。

(近藤委員長) ありがとうございます。

それでは、森副会長、お願いします。

(森副会長) 末永委員の方からお尋ねでございます。

末永委員のご質問でございますけれども、九州電力におきましては極めて友好的に時期を失しないように情報の交換、あるいは連絡調整を図っていただいております、大変感謝に絶えないわけですが、九州電力全体としても、まだまだ原発に限らず火力、水力、こういうものについても実は情報公開をしてなかった、あるいはいろいろ少しのミスがあったけれども、そういう報告をしてなかったと。原子力は極めてうまくやっているけれども、他の九州電力が管理する総体的な問題でまだ情報の提供が足りないのではないかと、このように私どもは考えておるところであります。

したがいまして、どこまでやるかということについては私も非常に難しいわけですが、少なくともこれだけは原子力安全・保安院の中で発表されるような、あるいは保安検査官事務所で指摘を受けるような、そういうことがあるようなものについては、これは指摘されるなということについては、早目に新聞に載ってからこういうことがありましてすみませんということのないようにしていただきたいと、それが信頼関係につながると思っています。非常によくやっけていただいていることについては、私も十分承知しております。九州電力は極めてトラブルも少ないというふうに評価いたしております。

(近藤委員長) ありがとうございます。

続いて、佐藤室長、どうぞ。

(佐藤室長) ここまでの話については、宮城県の例という形でご説明させていただきますけれども、宮城県の場合は私が常々言っているのは、例えば補修とか通常の業務をやりながら、予想できる範囲の例えば放射性物質が当然中にいろいろなところにあるわけでございます。それが予想される範囲内のものなのかどうか、あるいは例えば水が漏れてくるといった場合にそれは養生しながらやるわけでございます。それが予想以外に養生をする内容を越えたらば、要は想定しないところから水が漏れてきたとか、そういった担当者自身もはっとするようなことというのはあろうかと思っております。そういった問題はすべて連絡しなさいというふう

なことで言っております。これは当然公表するというのは、我々第三者、県に対して言うということがまず重要だということで、そういう情報は県としてはいつも聞いておりますということで対応をする内容になっております。

それから、実際に公表する場合においては、即座にやるというのはトラブルのときに公表するということになります。その他のものについては、定期的な1カ月ごとのまとめた報告という形になっておりまして、その報告の内容については今のところは内々はある程度事業者の方のこういう内容でいかがでしょうかということで持ってきていただいている内容でございますけれども、例えば一般の人たちが心配するようなひびがあったとか傷があったとか、例えば今回の場合ですと制御棒がちょっと一つだけ動かすのが2つ多いというのは予想外の制御棒が出ることになると、制御棒の問題はその前に志賀のお話があったということであれば、当然住民は心配するであろうという内容になるかと思えます。そういった住民の立場になったところでということですから、線を引くというのは非常にあいまいな線の引き方でございます。保安院さんの方では、当然技術的なレベルでいわゆるトラブルというものを評価されていますので、INESとか、そういう事故、トラブルの評価尺度に従ってやるということですから、それはそれで的確な評価方法でよろしいかというふうに思いますけれども、なおそういう住民が不安に思うような事情というものをそんなような形で、漠然とした形ではございますけれども、とらえているところでございます。

それから、住民への関心度、知識の普及と最近の成果、トラブルの情報ということでございまして、おっしゃるとおり両方必要かと思えます。それを展開するに当たって、地元ではなかなかそういうものだけでは来館者が少なくなっているということで、展開を先ほど仕掛けのお話もありましたけれども、仕掛け等も考えていかなくちゃいけないだろうというふうに考えております。予算的なものとか、人的なものとか、ございまして、思いどおりっていないというのが実情かというふうにお答えさせていただきます。

(近藤委員長)　そういう施設においてリピーターを増やすために、リニューアルをどうするかということは、どこの展示施設も悩んでいるところですね。ある範囲の知識普及という使命を達成しつつ、他方で、人に来て頂いてこそその施設であることを両立させていかなければならないので、しっかり議論しなきゃならないのではと思います。

それでは、辰巳委員。

(辰巳委員)　原子力というテーマがゆえに非常に微妙なお話なのかもしれませんが、情報を出す側と受け手側のギャップというものはどこにでもありまして、私は消費生活アドバイ



ザーという資格ですが、そのようなギャップを埋めるというのが仕事というか、資格の役割なのです。だから特別に原子力は特別なんだ、というふうに考えること自身がおかしいんじゃないかと思っています。どこでも同じことととらえると、例えば社告というのが新聞によく出ていますね。このごろ特によく出ております。この商品はこういうトラブルがあって、現在回収しておりますというふうな、そういう社告なんです、中を読みますと、例えば食品だったら、たとえ食べても大丈夫ですが、念のためとか安全のために回収しますなんて書き方をしているようなことが割合多いんですね。

そうすると、別に回収なんてしなくていいじゃないのというふうにする人や、ひどいと思う人などそれぞれです。しかし、企業の側はそういう表現をして社告を、お金もかかると思いますが、ちゃんとされています。だからそういう情報の中で取捨選択するのはそれぞれ個人だというふうに思っております。だから、同じ情報を出されても、Aという人とBという人が全く違うようにとるといふことがあり得るのです。大勢が余り間違ったとり方をするのは、これは出された情報がまずいわけです。だからそういう中で今申し上げたつなぎ手が大事だと思っております。それは例えばマスコミであったり、それから先ほど何か森さんがおっしゃっていた何とか広報官という方だったりすると思います。ただ、そういう肩書の方だと、本当のつなぎ手、市民の信頼できるつなぎ手になるのかなとちょっと私自身はクエスチョンを持ちますが、だけれどもそういうふうなつなぎ手が必要だと思っております。

それがあつた上でも、100%みんながこれ安全だよと思う世の中なんて私はあり得ないと思っております。だからそんな中で、もちろん不安を抱えながらなんだけれども、そういう不安を抱えているからこそ、逆に提供する側もちゃんとやっていかなきゃいけないというふうに取り組むわけだし、何かうまくバランスがとれると思っております。私はそういう現場にいたことがなくて、不安を訴える方がどういう強い発言をなさるか、よくわかりませんが、いろいろな意見があつて当たり前だと思っております。だからそのつなぐ人をどう育てるかというのをもっと検討すべきだろうなというふうには思っておりますが、多分、佐藤さんのおっしゃっていたマスコミの話も同じなのかもしれないと思っております。

(近藤委員長) ありがとうございます。

松田委員。

(松田委員) お尋ねしたいことが佐藤さんと森さんにあるんですけども、まちづくりというのは市民が参加して、まちが元気になっていくし、産業の育成もされていくということがあるんですね。原子力の交付金をもらっているまちというのは、まちづくりのためのお金と

いうのもあるような気がするのですが、市民がまちづくりの基本計画づくりにどのくらい参加しているのですか。また、その審議会の委員に市民は公募でどのくらい参加していて、その中で女性たちはどのくらい参加しているのか。もしそういうことが分かったら教えてください。また市民参加でよい事例があったら、教えていただきたいと思います。

(近藤委員長) はい。森さん。

(森副会長) 市の総合計画というのをつくりますときには、総合計画審議会委員というのを任命するわけでありまして。委嘱するわけでありまして。その中には、必ず女性の代表も入っていただいております。そして、基本的なまちづくりの計画について策定をしていくという、10年スパンとして、そして5年刻みで前期と後期とに分けて計画をつくっておるわけでありまして。その中でも女性の皆さんが参画をいただいている。

それから、特に前段階というわけではございません。先ほどちょっと口述の中で申し上げましたけれども、女性50人委員会というのをつくっておきまして、この女性の皆さん方が喧々譁々、環境の問題から食生活の関係から、いろいろなまちづくりのことから、4つの分科会に分かれて2年間かけていろいろと市に対する施策の提言をやっておられます。それをまた組み入れていくという、女性50人委員会、それから男女共同参画社会を目指そうということで、鹿児島県では私のまちが男女共同参画の提唱をし、宣言をいたしまして、フォーラムを開いたりして、女性の皆さん方に参画していただく。そして、その意見を十分市政に反映させていこうということで取り組みをいたしておりますが、目標をいろいろな審議会がございまして。

その審議会でも30%まで委員がどの会議にも10名いらっしゃったら、少なくとも3名は女性の代表の委員から構成するよというということで、私が職員にいろいろな指示をして、そのように努力をいたしておるところでございますが、私が市長に就任いたしますときは5、6%、1人いらっしゃるかないというのがほとんどだった状況でありまして、今約20%まで引き上がってまいりました。あとまだ10%、しかしこれは非常にハードルが高いと。商工会議所の代表、農業関係の代表、ほとんど会長さんは男性なんですね。だから、その代表は選ばないように、その中でどなたか女性の会長さんでも推薦をしていただきたいと思います。そうすることによって、女性の皆さん方の意見を十分吸収していくことができるのではないかと。今そのために意を尽くしておるところであります。

どうしても人口の半分以上が女性であります。ただ、女性の意見がいろいろな点で、特に原子力関係については頭から危ないとか、いろいろな心配だとか、そういう次の子供の時代

までにそういう環境でない方がいいんだとか、そういうお考えを持っていらっしゃる。したがって、今回提言をしていただきました皆様方にご配付してあると思いますが、提言をいただいた50人委員会の皆さん方がこういう原子力に関するパンフレットをつくってこうやったらどうかと、そういう提言もありましたので、皆さん方に提言していただいたパンフレットを一緒になってつくっていただく、こういう活動をやりながら、女性の皆さん方の委員もなるべく多くして、そして市政に反映させていくという政策を展開しているところがあります。

(近藤委員長) 新田委員。

(新田委員) 先ほどの辰巳委員のご発言に触発されてのことなんですけれども、原子力というのはちょっとしたトラブルが起こるとすぐ事件になってしまうというのがポイントだと思います。例えば自動車等ですと、時速何キロで走っているとぶつかったらどうなるかと、大体予想つきます。ところが、原子力の場合にはあるトラブルが起きたときに、それがどれくらい危険かということをおよそほとんどの人たちが理解していません。ということは、原子力発電所がどんな原理で、どんな仕組みで、どんなふうには運転されていて、どんな危険かということも知らないわけです。それを知っていれば、何かのキーワードでこんなトラブルが起こったときに、自分で判断できるようになります。

そういうことをわかるようにするということがすごく大事です。そのために一つは先ほど森様の方からお話があった資料の2ページのところに、エネ庁のエネルギー教育実践校がどうなっているかということのお話でしたが、これは社経生が行っていますエネルギー環境教育情報センターが実施している事業の一つなんです、学校の方でエネルギー教育をやりたいんだという提案をみずからしていただいて、それが審査されていく形になっています。もう一つこのセンターでエネルギーコーディネーターという制度を持っています。これは学校とか、あるいは今年から市民にも出向いて行って、エネルギーや環境の話をする、そういう人を育てようという事業なのです。その人がどんなふうには教えたらいいかとか、技能もお教えしましょうと、そういう制度です。

そうなりますと、みずから手を挙げてくださる方が地元いらっしゃれば、そこをつなげて、それでさっき申し上げたようなことができる素地があると思うんですけれども、その辺どうなるのでしょうか。というのは、実践校に手を挙げてくださる学校があるかどうか、あるいは地元で例えば大都会で就職、仕事が終わってからリターンされて、地元に戻っているという方がいらっしゃる、あるいは学校の先生でリタイアされた方がいらっしゃる。そのよう

な方々が地元の市民であるとか、学校に出向いていって教育をしよう、ボランティアでやろうという意欲のある方がいらっしゃるかどうかをお聞きしたいと思います。

(近藤委員長) 森副会長。

(森副会長) 原子力に関するサポーター制度という意味ではなかろうかと思いますが、なかなかまだ原子力の関係について、そういう見識のある、あるいはまた豊富な知識、経験を持っていらっしゃるような方が私どものまちに存在していないのではないだろうか、国からおいでになった方、あるいは原子力発電所の所長さんとか幹部の方々がだれか福岡の方から、あるいはよその県からお見えになりまして、一応任期満了になって定年を迎えられた方がその県に帰っていかれます。そういう方がいない。したがって、これから原子力に関するいろいろな知識を持った人たちを人材を育成していかなければいけないと、そういうふうに考えております。人材を育成するためにはどうしたらいいかということで、私どもみたいに年をとった年配の人はなかなか原子力政策、エネルギーの問題については、I A E Aといったって何のことかというぐらいの感覚の時代のものでございますので、若い連中に科学の方を勉強した市の職員なんかを今一生懸命国の方へ派遣いたしましたりして、そして実際に本当に原子力に関する勉強をして身につけて帰ってきていただいて、そしてこれからまた現場の状況等をうまく踏まえて、今後将来しっかりと説明ができる人材を育成していきたいと、このように考えております。できましたら、そういう発電所の関係、原発の関係で定年後地元に住んでいただくような方がおられましたらと願っておるところであります。そのために、定住促進対策事業に取り組みまして、川内にお住みになりませんか、こういうふうに呼びかけをまたしているところであります。

今日、最初の中で申し上げました中に一番願いがありますのは、原子力発電所があるところに科学研究所、つくばみたいなあんな立派な大きなあれがなくてもいいですから、発電所があるところ、九州では2カ所あるわけですがけれども、どこか近くにそういう原発の関係の研究開発をするような、一部の学科でもいいから、そういうキャンパスでもできたら、私どもは将来に対して安全、安心、優秀な先生方、教授の皆さん方がお越しになっていただけると思いますので、川内原発も3号機ができますというと、すごいエネルギー供給のまちになりますので、学者が集まってきて、いろいろ勉強していただく、そういう機会ができましたら、川内のノウハウが生かされるようになっていくんじゃないか、このように思っておるところであります。

(近藤委員長) ありがとうございます。

鹿児島市から車で30分ですからね。

(森副会長) 今、新幹線で12分で行けて、あっという間です。30分に1本新幹線が走っておりますので、大変便利になりました。

(近藤委員長) 鹿児島大学によくお願いする必要がありますね。

それでは、ここで区切りを入れまして、こんなことがこれまでの議論で出てきた論点ではないか、こんなことについて議題というか提言することがあるのかな、ご相談したいという思いを含めて次の資料を簡単に紹介いただきましょうか。

(黒木参事官) それでは、事務局の方から資料第3号と書いているものがございますが、ここで本部会における論点についてという表題になっております。内容は今回初めて地方との関係、立地地域との共生について本格的に議論をするわけですけれども、前回までの部会が出てきたことなどを中心に記載しております。

最初に、5「国と地方の関係」であります。

点線で囲っております、まず大綱に示している取組の基本的な考え方というところを簡単にご説明いたしますと3点ありまして、1点目が国や事業者等は、地域社会に対して政策や活動の内容を取組の早い段階から対話を重ねることが重要である。また、②で国や事業者は地方公共団体が行うさまざまな取組に協力すべきである。③は今度は地方公共団体に対することでございますが、地方公共団体には国や事業者の取組を活用するとともに、国と密接な連携を図っていくことを期待します。地域住民と国や事業者などとの相互理解が着実に進むよう、適切な措置を講ずることを期待するという3点を取りまとめしております。

その論点としては、今までの話でまとめたものですが、国や事業者等は、地方公共団体が行う取組に本当に協力しているのかという事実関係、2番目のぼつで国、地方公共団体、事業者などはパートナーとして健全な環境を保ち、おのおのの役割や取組の成果について、適切な情報公開をし、これが住民や国民に認識されていますかという部分の事実関係でございます。3番目のぼつが地方公共団体は地域住民、国との相互理解が着実に進むような適切な措置を講じていますかということです。4点目が交付金の運用を含んで、原子力推進について国、広域自治体、基礎自治体の三者それぞれが国益や地方の益の実現を図れるよう、三者の役割分担をいかに整理し、制度を活用すべきかということでございます。

その次の点に例えばということが書いてございますが、これは省略いたしまして、2点目の最初のぼつですが、原子力の分野では三者、三者とは国、広域自治体、基礎自治体でございますが、この役割機能の調整を図る場があるのかと。広域自治体と基礎自治体、それぞれ

の実態に応じた補償や利益が供与されるよう、バランスがとれるようになっていないのではないかと。また、地方自治体の負担というものをどのようにどんな尺度でとらえるべきかということでございます。

ここで参考として地方自治法等に国、地方自治体、基礎自治体の役割ということを書いてございます。余り具体的には記載されていないんですけれども、国は地方自治法では全国的な視点に立って行わなければならない施策、事業の実施、広域自治体、都道府県、市町村、それぞれその域内での福祉の増進という観点から事務を推進するということでございます。

本当は資料を作成すればよかったんですけれども、具体的な役割というのは現実に沿ってあるわけでありまして、国については原子力政策の立案、推進とか安全規制というようなことをやっていくわけでございます。県、市町村の役割、何をやっているかということ、いろいろな切り口があるかと思いますが、原子力防災、法律に基づいていますので、災対法と原子力災害対策特別措置法に基づいて、国は一般の防災よりもかなり原子力は前向きに、単なる助言、支援よりも中心になって働くようにと、一方県については地域防災計画を策定し、この防災については中核の役割を果たすことになってございますし、市町村はそれぞれの住民避難等というような形になってございます。

安全については、これはなかなか整理が難しく、国は安全規制や安全計画までやっているわけですが、県、市町村は安全拠点に基づいて、県は環境放射能監視やそれ以外の安全の監視や事故の報告など、広報も含んでいるのかもしれませんが実施していて、市町村においては薩摩川内市のように環境放射能も一部やられているところはあろうかと思いますが、主に安全教育に基づく安全の確認や実行等、トラブルの報告などを受けているだろうと思います。

地域振興については、国が交付金や地域進行の特別措置法などの枠組みをつくって、県は地域振興計画の策定、市町村はそれに基づく市町村レベルの地域振興の計画とその推進という形で行っていると。県、市町村については、先ほどご説明があったような広報等については、それぞれが行っておって、それぞれの区域での住民の合意形成だとか、そういう役割を果たしているのだろうと思われま。

それから、3ページは立地地域との共生ということで、大綱では2点言ってございます。

最初の1点目が原子力施設の立地受入は、地域社会の開発計画の一環として行われることが多いことから、関係者は相互理解活動を行うことが重要だとまず指摘しています。②で事業者、それから関係のある大学、研究機関というのは、地域の一員だと自覚を持って、その

有する資源やノウハウを広く活用するという観点から、地域振興のために企画段階から積極的に参加していくことを期待するという書きぶりになってございます。

ここの論点で、まず地域振興ですが、国、事業者、研究機関等は、地域振興に生かす取組に積極的に本当に参加しているかという、これは事実関係、それから2点目は地元がリーダーシップをとって地域振興の目標を設定しているか。その上で、事業者、研究機関等はその目標にこたえるべく、地域に根づくような振興メニューを提示するなり、工夫すべきでないか、そういうような論点であろうかと思えます。

次は立地地域からの情報の発信であります。

立地地域の一部住民には地元協力事業の成果が必ずしも認識されていないのではないかと。それから、一般国民の間では原子力に対するマイナスのイメージが改善されていないのではないかと等々の意見がございましたが、その状況について理由の分析をちゃんとする必要があるのではないかとということと、国、事業者の取組の成果は十分に上がっているかどうかという点検、さらにこれまでの取組に加えて何ができるのか、それともマイナスのイメージは払拭が可能なのかなどの議論があらうかと思えます。

その次のぼつですけれども、原子力関係施設が立地している地域として、総合的な地域として施設があるところによって、総合的にメリットがあったのか、デメリットなのか、具体的な共生の姿はどういうものであったのか。それから、これまでの経験などについて、立地地域からの情報発信がまだ乏しいのではないかと。これの発信をしっかりとすることで、一般国民の理解の増進や新規立地をしようという地域の住民の理解に役立つのではないかとということでございます。

次が大学や研究機関と地域との共生であります。大学や研究機関についてはまだまだ地域共生や情報発信の方法について工夫すべき点が多いのではないかと。ことでもあります。

次に、6. 2が交付金が活用された事業の透明性の向上、不断の見直しであります。

原子力政策大綱では、国は三法交付金制度の実効性の向上のために、事業の透明性の向上を図るとともに不断の見直しを行うべきですと指摘しております。交付金制度の必要性や目的ということで、交付金制度の必要性や目的について、いかにこれが必要だということを明瞭に整備して、国民全体に浸透させるべきではないのか。これは札束でというような報道というようなことも踏まえて、こういうことを整理していくべきではないかと。ことでございます。

次が地域振興のコンサルティングについてですけれども、これは最初の点がまずそもそも

交付金などについては透明性の向上を図って不断の見直しをちゃんと行っているかという大綱の裏返しを言ってございます。

その次が立地地域の発展に関する分析やコンサルティング能力というものについて、その評価をして交付金制度の改善などにもつなげるというようなことを考える必要があるのではないかとなどの意見が今まで出てきたかと思しますので、整理させていただきました。

(近藤委員長) ありがとうございます。

今までこの場でご議論いただいたことを要約してみると、こんなことが論点かなという意味の議題を摘出して、それらについて提言となるようなことを書いてみたつもりです。ご意見をいただければと思いますが、今日は松本様にお越しいただいておりますので、まず、ご意見やご感想をいただけたらと思いますが。

(松本理事長) 今のまとめの中で、一つ、交付金の話です。交付金の使途規制の話。それをもう少し緩和してもらいたいという森市長さんの意見がありました。余り規制しないでほしいと。

(森副会長) やはり国民の税金でありますので、ある一定の規制は必要かとは思いますが、交付金を使う側からとりますと、できましたら原発が立地している、エネルギーの供給をしている、エネルギー政策に協力している市町村だから、何とかもう少し使いやすいうようにしていただきたいという、これがどの立地市町村もそういうことなんです。大分緩和されてきております。長期発展交付金等につきましては、人件費等にも一応充てていいというようなこともございますので、よくなってきているのでございますが、まだまだ使う方からいきますという、難しい決まりがある。したがって、対象外だということになるということでもありますので、これについても問題点として掲げておるところでございます。

(松本理事長) それで4ページの6. 2のところですけども、ここの文章の表現についてですが、私がよく聞くのは、今、市長がおっしゃりましたように大分緩和されている。このことについては、先ほどどなたか委員おっしゃいましたように、今日では、例えば住民が参加をして、地域内分権をどんどん進めていますから、住民が地域内分権で案を出したようなものが交付金の対象としてだめですよとか、交付金の趣旨に反しますよとかというような形で押さえつけられるのは、住民は、非常に抵抗を感じるのです。地方団体もこれから地域内分権や、住民との協働なんだから、住民の側からいろいろなものを挙げてきてほしいということを行っているのです。原子力発電所の立地には交付金制度があって、それが比較的自由に使えると、これは非常にいい話なのですが、せっかく挙げてきたのがやっぱりそれは対象



になりませんよというようなことになると、かえって住民が抵抗を感じるということでございます。

それから、もう少し大きな話をさせていただきますと、先ほどからいろいろ話も聞かせていただいておりますが、それぞれごもっともな話なんです、私はいま一つ考えなければならぬと思いますことは、原子力関係の地域に信頼が得られるということ、それは当然基本的なことなだけども、さらにそういう地域がそのことに誇りを持てるような、そういう施策がもう少しないのかなと。例えば教育の面、これは国でやらなければそういうことになりません。先ほども教育の話を述べられましたけれども、そういう施設を受け入れているような地域というのは、それなりのご苦労があり、それなりの心配もあるうえのことですから、そういう地域の人たちが、我々がそういうことも踏まえて全国のために受け入れているのだと、そのことに誇りを持てるような、そこまでになるような何か施策、教育などが必要だと。

テレビやCMを通じたそういう面からの報道。もちろん放送コードというのがありますけれども、そういうのは放送コードには引っかかりませんから。安全だ、安全だという、そっちの方は随分やっていたらと思うんですけども、地域が受け入れていることが、地域の住民の誇りにつながっていくというような、そういうことを進めることによって、そういう人たちがコーディネーターにもなれますし、それから先ほどの『つなぎ手』といいましょうか、そういうことにもなります。その地域の人たちが進んで私たちがそういうことをしましようというふうになるような施策、そういうものをもう少し組み入れていただければいいんじゃないかなという意見です。

もう1点は、今の点とも関係するんですけども、今、電源立地地域の電力料金のキックバックの制度がありますけれども、これは直接に電力料金を安くした方が立地地域の人たちにはわかりやすいと思います。今なぜこういうことを言うかという、ふるさと納税制度というのが話題となっておりますが、私は賛成なんです。その理由ですけども、要するにトータルにみて税源がある地域ですね。その地域がトータルにみて税源がない地域からどんな恩恵を受けているんだと、どんなに受益を受けているかと。受益は例えば水であり、空気であり、癒しであり、そういうことなんです。

ですから、そういうトータルにみて税源の所在地域がトータルにみて税源の余りない地域からそういう利益を受けている。そのことに対応するんだという思想で実現するのがいいんじゃないかと思っているのです。同じようなことで電力というのを考えてみると、消費地の豊かな地域というのがあります、他方で電力施設の立地するところはどちらかといえば豊かで

はない。だから、受益を受けているところがトータルにみた関係で受益に応じて返しているのだということで、電力の料金そのものに大きく差をつけて、それで電力施設の立地地域の料金は、もちろん段階をつけていいと思うんですけども、その分は消費地にオンしたって大した額じゃありませんから、そういうことにしてはっきり見せた方がよいのではないかと思うのです。またそのことがその地域の住民にとって、これだけのメリットを受けているのだから、これから立地するところに関してコーディネーター役になってもよいというような、そういう動きも出てきやすいということじゃないかと思うのです。この場の話とちょっと違うかもしれませんが、それも考えていただいてもいいなと思います。

以上です。

(近藤委員長) ありがとうございます。電源三法の仕組みというか電源立地地域に対する感謝の表現方法は時代の移り変わりに対応して、そのとき、そのときはベストと思って制度をつくってきていますね。ここに来て電気料金の格差をつけるのがいいというのは、制度をガラガラポンして、新しい制度として、そういうかたちで感謝の気持ちを表すのが合理的とおっしゃるのですか、それとも今の制度にアドオンせよということをおっしゃったのですか。

(松本理事長) 私はオンです。

(近藤委員長) わかりました。そうすると、どのぐらいの格差が合理的かという議論が必要になりますが、ご趣旨はそれをここですべきと言うことではなくて、なんというか、そういう分かりやすさに留意した制度であるべきということですね。ここでそういうことについて議論すべきということでのご発言ではないと。

(松本理事長) 後のことはそういうことです。最初の点は十分に考えてもらいたいです。

(近藤委員長) わかりました。というご提言をいただきましたが。はい、末永委員、どうぞ。

(末永委員) 今、松本理事長のお話を聞いて、私も確かに信頼から誇りを持つような、そういうことが大事だというのはよくわかりますし、そのために例えば教育とか、あるいはさまざまな啓発活動等々、そういったものが重要だということはわかります。

ただ、この原子力施設が立地していること自体、もともと過疎地だったり、あるいは産業基盤が全国非常に弱いところなんですね。川内市は若干違いますけれども、あるいは敦賀市は若干違います。例えば、青森県なんかは典型的にそうです。もともとそういう人口が非常に少ない、あるいは産業基盤も大変脆弱であるというところに立地しているという、そういう現実から出発しなければなかなか誇りは持てないと思うんですね。

例えば、もちろんそういう中でもいろいろ努力されまして、例えば東北電力の第1号炉が

稼働している東通村においては、小学校から英語教育をやりましょうと、そのことによって国際的な感覚を養いましょうなんて、そういう努力をいわゆる電力立地県として、原発立地村としてやっているところもありますし、そういった試みが前面に出てきていると思います。

ただ、もう一度繰り返しになりますが、まさにそういった意味では原子力施設というものとそれぞれどのようにリンクさせながら、地元の企業、あるいは地元の産業、そういったものを振興させていくのか、それによって人口というものを極端に減らさない、そういう施策がなければ、原発立地地域そのものを見る目というのはなかなか変わってこないと思うんですね。それがさらに例えば青森県で六ヶ所村とか東通とか大間がありますが、それがまた全県的なものに広がって、そういうふうな活動と申しますか、そういうねらいと申しますか、目標というものを持ちながらやらなきゃいかんのです。

その中において交付金のあり方、先ほど薩摩川内の森市長さんがいみじくもおっしゃっていましたが、実は合併したら隣接の村が怒っていると、隣接の場合は交付金の対象にならない、こんなことは早急に解決すべきだと思うんですね。川内市としてどのように使っていくかということが必要ですので、その辺の見直しももちろん必要だろうし、同時に森市長さんの中にありましたが、例えば最後の方には電気事業者の原子力関係技術への地元企業の育成とありますが、こういったことを青森では自慢するわけじゃないですが、青森県は原子力技術コーディネーターというのを今年3人、653万円の予算でこれはフルタイムじゃなくてパートタイムですが、そういったものをすることによって、原子力企業が持っている、事業者が持っているノウハウや技術やそういったものを、どんどんこちらから吸収させましょうというような動きを示しておりますので、そういったことで多分最終的には地域というものに対して、つまり地域に住んでいない限り地域なんかには誇りは持てないわけでありまして、そこで働いてない限り持てないわけでありまして、そういう具体的な形での示し方というのは、より僕は重要になってくるんだというふうに思います。そういうことでちょっと申し上げたいと思います。

(松本理事長) 私が申し上げたいのは、当該地域の中で当該地域の住民の活動の中で誇りを持てるようにということと、もう一つは森市長さんの話の中にありましたが、消費者側がありがたみと申しますか、そういうものに非常にうといということ。廃棄物処理と比べてもかなりそこは大きな差があるのです。だから、東京とか、そういう電力を消費している地域の住民が私たちの電力というものはこういう地域の皆さん方のおかげで使っているんだよと、そういう消費者の側の意識を通じた施設立地地域の住民の誇りを育むという表現は悪いか

もしれませんが、そういうことも施策としては必要なんじゃないかということです。

(近藤委員長) 東京都知事に福島県に感謝しますという広告を打ってくださいということになるんですかね。

井川さん。

(井川委員) その誇りの話というのは、よく地域振興のご専門の方がおっしゃるので、また具体策というのをおっしゃらないとそれはなかなかうまくいかんです。それは当たり前の話で、それはもちろんそうだけれども、金で頬を引っぱたくというような表現をされた知事もおられますけれども、それは誇りを傷つけたということの裏返しであって、それは非常に難しい問題だと思うんですね。

それで、ただ全般的に今日伺っていて一つ思ったのは、金の話ばかりで、実はさっきから暗澹たる思いをして、これでみんな要するに金の話しかしてないんですね。唯一救いは川内市の市長さんが反対派の方にもお会いしてご説明されたりとか、非常に地道な取り組みをされているという、基本はそういうことなんだろうなということを非常に痛感しまして、今日はそこだけが救いで思っているわけです。

じゃ、具体的にどういうことを言いたいかと一つだけ提案させていただくと、地域との共生ということで言えば全体を見て今日のお話を伺っていると、結局のところ国も公共団体も、それから市町村もばらばらだなというような、全然共生してねえやというのが今日の感想です。

基本的に先ほど来交付金などをアドオンするとか、いろいろな話をして、それが個別地域でどううまくいっているのか、どううまくいっていないのかというのが個別に評価されている事例なんてよくよく考えたら聞いたことないんですね。これは全部政治的に決まったり、あるいは国が評価すれば逆に市長、あるいは町長、知事の足を引っ張ることになるとか、いろいろな側面があって、金をふやせ、使い道をよくしろとか言うんですけども、今までどうなったのか、これはよくわからないんですね。メディアで取り上げられるのは、むだな箱物がいっぱい、こういう話を取り上げられて、結局のところはようわからんという話で、一回これを厳しく評価を原子力委員会ですべきだと思うんですね。じゃないとこの後の話を幾ら提案しても、これは結局のところいい方向に行かない。それから、個別地域の話もあるでしょうから、地域ごとの話をよく分析してみないと、これはどうしようもないという感じが一つするのと。

それから、もう一つだけ提案させていただきたいのは、地域というのがこれはちょっと矛

盾しちゃうんですけれども、地域振興というときに原子力を忘れてみてはいかがかというのは、これは何か矛盾したようなことを言って申しわけないんですけども、要するに原子力一本だけで皆さん考えておられて、前々から申し上げているんですけども、先ほども森市長さんがおっしゃっていた原子力関係の施設が欲しいと、研究施設が欲しいという話があったんですけども、僕はそれだけで本当にいいのかと、原子力はそれだけで地域が本当に豊かになるのか、僕は都会に住んでいるので、えらそうなことを言うなど言われれば多分それまでなんですけれども、本当に疑問にそこはちょっと思うところでした、地域がまず魅力があって、それから原子力だと思いうんですよね。原子力があって地域の魅力が来るんじゃないと僕は思う。物の順序が違うんだと。中学のときは僕なんかほとんどですけども、ちっちゃい子が好きになると、まずは女の子が好きになって、その子が好きなものに興味を持って勉強するという逆なんです。地域がまず魅力があって、そこに行くからは原子力のことも勉強してみようかな、知ってみようかなと、逆の方向性だってあり得るんだと思いうんですね。

それで、例えば川内なんかは今日は先ほど来川内市を本当にほめているんですけども、景色もいいし、いろいろな風物もいいし、食べ物もきつとうまそうだし、温泉もあるし、いいところじゃないか。これは僕は公共団体にも言いたいんですけども、例えば全国で立地自治体は多分いいところもいっぱいあるし、観光資源もあるので、全国共同してスタンプラリーみたいなのをやって年間100日滞在すると、例えば国からの助成金があって、宮城県から一月米が届くとか、川内市からさつま揚げが一月届くとか、そんなことをやってみるとか、要するにまず地域の魅力をもうちよっと売り込んで、その後こんないい人たちが住んでいて、こんないいところに原発の関連施設があったと、じゃ、ちょっと勉強してみようかと、こういう方向性だってあり得るし、それから施設だって何も原子力関係の研究施設じゃなくたっていいわけです。息の長く、ある程度の知的水準の高い、あるいは物事を理解するという好奇心のある方、それから理性的に話せる方の人口をふやしていくと、これは非常に大事なことなので、そういう方がふえるような、先ほどちらっと研究学園都市みたいなことをおっしゃったけれども、いろいろな関係の研究機関であったり、文科系でも何でもいいですけども、そういったものを誘致するとか、幅広くお考えになるというのも一つの案じゃないかというわけで、原子力を離れた地域との共生、地域の振興策というのもぜひご検討いただければいいのかなと。えらそうな話で申しわけないです。

(近藤委員長) いろいろなご提言がありました、森さん、どうぞ。

(森副会長) 井川委員の方から貴重なご意見をいただきました。基本的にまちづくりは原子

力を柱にしてまちづくりをしているのではないんですね。自然と美しい歴史、古い歴史と美しい自然と、環境を大切にしたまちづくりというのは基本であります。したがって、その中にたまたま原子力が存在していると、これもしかし原子力を抜きにしてまちづくりの話ができないというのが立地市町村のこれは現状であります。いろいろな定住促進対策、あるいは農業関係の作物のブランド作品を出して、全国においしいものがありますよ。非常にいい温泉もありますよ。そういうブランド関係のPRもやりながらまちづくりを基本に進めていますけれども、原子力の立地している市には人口が減ってくるのではないかと。同じ市町村合併で同じところに合併しました霧島市、鹿屋市、これは人口の目減りは余りないんですね。ところが原発のあるところ、薩摩川内市は人口が減っていきつつあるんじゃないかと。25年には8万8,000人になるというあるシンクタンクの会社が発表している。ほかのところは1万人も減らないのにうちの場合は3万人も減ると、これは原発があるからだ、こういう理論を持っていらっしゃる方もおるわけです。しかし、それではなりませんので、何とか今おっしゃったような、この川内が持っているすばらしい特性を生かしてやる。その特性を生かしてやるには、いろいろな意味でまだ社会資本の整備をしなければうまくいかない面もあるわけですね。

今非常にいいヒントをいただきました。そういう定住促進対策をやっておりますけれども、私ども原発のあるところに周辺にお住まいになりましたら、50万円の補助をしますよとか、これまた金の話になりますけれども、金の面でのそういうPRをやって、東京、関西方面からふるさとにお帰りなさいという事業も展開しているんですけれども、なかなかその程度ではみんな動くわけではありません。定年でやめて帰ってきて2,000万円ぐらいかけて土地を買って家をつくっても、あと余生が幾許もない、そういうことではだめだと。ある一定期間来てそこに住んで、また東京、大阪と自宅を往復するような生活ができるような、そういう環境施設の整備をしたらいいのではないかと。そういうご提言をいただいている方もおられます。今、井川委員がおっしゃったようなそういうことも含めまして、参考にさせていただきたい。

原子力を抜きにしてまちづくりを話すことができないというのが私ども過疎地域の市町村の実情でもあるわけでありまして。みんなよくわかります。原発を先頭に立ててやるということにはみんなそう思っているわけですが、しかしながらエネルギー政策には協力していかなくちゃいけない。だから、先ほどちょっとお話ししましたが、私のまちは特産品が何かといたら「電気です」と、こうみんな言って笑うように、そういうようなまちにし

ていかなければいけないと、こう思っています。

話は途中まででございまして、1人で長くしゃべっているようでございますので、こちらあたりで。

(近藤委員長) ありがとうございます。

伊藤委員。

(伊藤委員) 今、井川委員からはお金、お金ということで、私もお金の話をさせていただきたいと思います。

先ほどの森副会長のプレゼンの半分が立地地域との共生ということになっております。いろいろ問題提起がされているのを見たわけですが、この問題がこれはまず三法交付金の制度、使途の問題、あるいは原子力施設とのライフサイクルとの交付金との額との関係とか、あるいはだれが委託するか。これは周辺施設整備法で自治体の意見を聞いて知事が企画すると、こういうふうになっていると思うんですが、こういう問題、あるいは配分の問題、核燃料税も法定外の目的税、基礎税、そして県税として認められていると。それがしたがって県が配分を決める権限がある。こういう仕組みの中で、今交付金制度が運用されている。

そして、この大綱を見ても、この三法交付金の制度、こうした制度でやられる事業が一層効率的、効果的に行われるよう不断の見直しをと、これが必要と、こういうことを大綱の中で言っているわけですが、今いろいろ問題があったのは、例えば配分の問題で言えばこれは広域自治体と基礎自治体の問題、あるいは合併に伴う問題、これは周辺施設整備法を見れば、これは隣接から隣々接まで拡大、要するにもともとこの三法の交付金の目的は発電用施設の設置及び運転の円滑化に資するというので、この目的に達するものであれば使途、交付の範囲というのはいかようにも自治体の判断できると、私はこう理解しているんですが、というような中で、一体この仕組みそのものを今問題にしなきゃいけないのか、あるいはその仕組みがどのように問題があるのか。どちらかということ、検証してみないといけない。それがもし新しく起こっている今の原子力発電所施設の成熟に伴う問題であるとか、あるいは合併の問題、こういう問題に伴って、発電所施設の建設、あるいは運用の円滑化に支障が出るような事態があるならば、それは仕組みが悪いのか、運用が悪いのか、よく検証する必要があるんじゃないか、そんなふうに思いました。

(近藤委員長) それでは、田中委員。

(田中委員) 今回のテーマの地域との共生ということについて申し上げずけれども、共生という観点で見た場合に、交付自治体、各自治体にいろいろな差がありますけれども、十分に

満足してはいないというのが現実だと思います。それについて、どうやって満足していただけるようになるか、満足していただけるかということについては、今日、森薩摩川内市長から具体的な課題の提示がありましたので、これについてはよく精査してこれから詰めてできること、できないことに整理していくべきだろうと私は思います。

それから、この中でもう一つだけですが、お金の話じゃなく広報の話ですが、前にも提案がありましたけれども、トラブルとか、いろいろな事故が起きたとき、住民が不安に思っているときこそが広報の一番大事なときなんですね。先ほど、女川原発の地震に関する説明会の話が紹介されましたけれども、そういうときにタイムリーにきちっと技術的な意味で説明をすること、例えば、制御棒が抜けたことに関しても、これは想定してなかったトラブルだけれども、住民に被害を及ぼすような、財産に被害を及ぼすようなことにはならないんだということをきちっと科学的に説明する。最初は紙でいいと思いますが、その後必要があればきちっとそういう講演会を持つとか、PR館にもそういう説明をタイムリーに出していくとか、そういうことが一番大事で、今、薩摩川内の原子力広報を見ていますが、こういった内容はどこも同じようなことになっています。これは基礎的な広報かもしれませんが、そういうことと合わせて、事故・故障等の時にきちんと住民に説明することを少し考えていく仕組みをつくっていくことも必要かなというふうに思います。

(近藤委員長) 原子力安全保安院に原子力安全広報官を置くことにしていただいたのはその趣旨であったわけです。ところが、どんどん情報を出すようになり、広報官がバックグラウンドを持ち得ない情報が出るようになって、新しい問題が生じてきていることがあるようですね。

他方で、森副会長がおっしゃったように、我が市にはいないぞというところがある。全国展開すると言いながら、ある限られたところに置かれているということについて、役割が増大しているので、もっと配置をふやせと、公務員の定員の問題はあるけれども、しかし基本的にはそういう方向にある。田中委員、ご指摘のところについては、そういう方向にあるということによろしいのかなと思います。

井川さん。

(井川委員) すみません、お時間をいただいて申しわけない。

広報官の話でさっき申し上げなかったんですけども、確かにメディアの話なのでお願いということなんですけれども、多分学協会の方にもうちちょっと頑張ってもらわないと、これは広報官というのはもちろん地元のスペシクな個別の事例について、正確に情報を伝える



というのがまず1点ある。ただし、メディアで最大の問題になるのは、その大きな事象の評価というのが素人にはわからない。メディアだからといったって、専門家をいっぱい抱えているわけじゃないので、わからないときはわからない。

もっと言えば、わかっているけど引っかけ物事を大きくしよう、騒ぎにしようというメディアもあるという、こういう中で、それは専門的な専門家という人たち、学協会のそういう話もうまくて、あるいはわかりやすく説明できて、なおかつメディア対応もある程度訓練を積んだ方が24時間対応できるような本当は体制が要る、あるべきで、本来この学協会が原子力学会を中心にして24時間対応するような当番でもつくって、あるいは地方ごとに分けてもいいですけども、もっとやるべきだと思います。じゃないと、これは常々何か事が起きたときにそれも個別の事例の正しい評価、何が正しいか微妙なところですけども、不当な扱いというのを避けられないという、そういう事態が相次ぐぞということだけはお願いしたいので、これは原子力委員会で努力していただきたいと。

(近藤委員長) はい、田中委員は前会長でもあられますので。海外の団体によっては、そういうホットライン、携帯の番号までホームページに記載している、そういうところもありますので、そういった点を勉強していただきたいと思います。ありがとうございました。

どうぞ、辰巳さん。

(辰巳委員) はいありがとうございます。立地地域との共生というときに、だれとだれが共生するのかなと思ったのですが、こちらの方で国民と、というふうになっておりますが、国民というのが今までお話があった中でも抜けているような気がしまして、非常に気になっております。

先ほど松本理事長さんがおっしゃった中で、誇りを持つというお話もありましたが、私も当然そうだと思います。一方、どなたかおっしゃった立地地域のおかげで消費地は電気を使わせてもらっているのだという、そういう思いは、多分それが共有できれば、誇りも持てるというお話だというふうに思います。私もこういうことに携わった関係で、ちょろちょろと身近な人にいろいろなことを話しかけるんですが、なかなか現実には厳しく冷たいです。そのあたりもちろんご存じだと思いますが、私たちは高い電気代を払っているけれど、立地の人たちは電気代安いんじゃないなどがよく言われます。だから双方がウインウインになっているんだという意識にはなかなかならず、交付金も、もらっているんだから当然でしょうと、こういうお話になり、結構現実には厳しいということをまずお話したかったんです。

それで、それをどうするかというお話になるかと思うのですが、交付金のこともきちっと

透明性の向上とか見直しとかが必要です。お金の話になるというふうに皆さんおっしゃいますけれども、これがまた一つのネックでもあると思っているんですね。日常私たちが何かボランティアをするというときに、ボランティアというものは無償か有償かという話にとっても近いような気もするんですけれども、そこら辺きちっと何ゆえにお金が必要で、それがどういう効果があって、それが回り回って私たちにどういう益があるのだという辺りの説明がまだまだ国民に対しては全くできてないというふうに私は思っておりますので、ご検討いただきたいと思いました。

(近藤委員長) ありがとうございます。

おっしゃることは、多分そのとおりだと思うんですね。電源三法ができたのは1970年代の高度成長期、しかし、その先祖は、たしか、もっとさかのぼって、水力の時代に生まれています。そして、時代時代の要請や哲学を踏まえて、新しい考え方を取り入れて、説明可能なものであるように制度を変えてきていると思うのです。ただ、それをどれだけ国民にあまねく周知する形でやってきたかという今日的な評価の視点からすると、それは国会を通してというデュープロセスを経ているんですけれども、実際にまちの皆さんに聞いてみるとだれも知らないと、ただあいつらはお金をもらっているという、そういうことになっちゃっているのではと言われると、私はそのとおりだと思うんですよ。だから、どうしたらいいかということで、それこそ、料金格差を取り入れて分かりやすくするというご提案もいただいたわけです。

井川さん、どうぞ。

(井川委員) 1点だけ、金の話ばかりだあって、僕は金を否定しているわけじゃないので、先立つものがなきゃ話にならないという、ない袖は振れないというのもあるので、やっぱり金は大事なんです。大事なんですけれども、問題は使い方の話を申し上げているわけであって、僕は先ほど来ばらばらだという印象で思ったのは、国は出すところであって、公共団体は金を全県で考えるんだけれども、実際に市町村のところで本当にそれが血となり肉となって流れているのかというと、どうもそうじゃないというのが感じる場所なんです。それをばらばらだという、結局金の額の話ばかりみんなしているんじゃないかと、結局のところよくわからないねというのがあるわけで、本来なら役割分担をしっかりとさせて、国というのはこのまとめの文書に書いてあるようなのじゃなくて、実は国というのは本当は多分環境づくりとアイデアを出す場所なんです。

公共団体は本来他府県も含めて調査されて、これもアイデアを出して環境整備をすると、

市町村というのは本来的には事業を実施して行って、自分たちのまちを豊かにするためにいろいろ考えることだと、なおかついろいろなアイデアを使ってということなんだけれども、具体的にアイデアを国から出しているかという、なかなか実は出てないような気がして、しようがないわけですね。例えば先ほどの何日間滞在するのだって、農水省なんかは農村を注目してもらおうと農村留学制度って子供を夏休みステイさせるとか、いろいろな事業をやっている。何で資源エネルギー庁はそういう都会住民の子供を例えば川内市に夏休みステイされる事業をしないんだとか、観光用のいろいろな人がステイできる施設を整備しないんだというような、いろいろな有機的な提案ができていないのかというのできてない。したがって、そういうリストを国は一生懸命つくって、こういうアイデアもある、こういうアイデアもある。皆さんが選ぶんだと、工夫して選んで考えてくださいと、多分そういう役割分担が本当にできてないから多分生きていけないんじゃないかと僕は思うわけで、ただし金は重要だと私は思っていますが、金ばかりではいかんのではないかと。

(近藤委員長) 今の提案は重要なお指摘だと思います。農水省ができて資源エネルギー庁ができてない理由は何ですか。はい。松本さん。

(松本理事長) 私は今のお話にはちょっと異論があるんですが、今の地方自治の考え方というのは、地方の役割に関するところは企画立案から実行まで地方でやるということ、これが役割分担の基本的な考え方です。その場合に国がどういう関わりを持つかというときに、交付金を配るのも一つの仕事、それからいろいろなデータを提供するのも一つの仕事、それはそれでいいんですが、地域の事業のこと、地域のことは、それはそれぞれの地方団体が企画立案から実行まで責任を持って、評価までやる。今日の地方分権、地方自治はこうした考え方に立っているのです。

それから、私は電力、特に原子力行政のようなことは、これは国の役割で、全体の企画立案から、実行まで、管理、実行、評価まで、これは完全に国がやるべきことです。その際に、地方はもちろん意見を言うとか、あるいは反対なら反対と言ってもいいけれども、しかしそれでもそういうことを考慮して国が決めれば、これは国の役割に属することとして、最終的には国の判断によるべきものというのが普通の考え方ではないかと思えます。

逆に地方の振興みたいなことは、これは地方でできるだけ企画立案をする。今はこういう考え方の方が支配的になってきているのではないのでしょうか。

(近藤委員長) 森さん、どうぞ。

(森副会長) 今、井川委員の方からお話がありましたが、農水省の方でもグリーンツーリズム

ムという事業で農村地に滞在をして、そして1週間なら1週間ホームステイをしたり、あるいは公共の宿泊施設に泊まって、農家の皆さん方との体験を通じて、いろいろと生産の喜びを感じると、そういう事業も取り入れてやっているんです。

また、経済産業省のエネ庁の方で電源地域振興センターというのが外郭団体であるんですが、そこを通じて今私どものブルーツーリズム事業と言っているんですけども、これは離島を含め合併しました甑島という非常に水産資源の豊富なところであります。東シナ海に浮かんだ島でありますけれども、そこでは漁業を中心として体験宿泊事業をやりながら、多くの皆さん方に島に行っていて、そしてさんさんと輝く太陽のもとで奄美大島、あるいは沖縄まで行かなくても、外国に行かなくても、甑島の方にはすばらしいことがございますよと、そういうことで造語でございますけれども、ブルーツーリズム事業、これは電源地域振興センターの方でバックアップしていただきまして、そのための観光振興事業のメニューをつくり、観光振興事業基本計画というものを策定して出しなさいと、出したらまたそれに対してバックアップをしていただきますよと、そういうのができ上がりつつあります。今進行中でありますので、資源エネルギー庁の方も一生懸命バックアップしていただいて、地域の活性化のためにどうすればいいかということで、私どもにも知恵を出しなさいと、国の方もバックアップしますよというところまで来ています。そのために、私どもも職員も知恵を汗を出さざるを得ませんので、人材育成が必要だなということを痛感しているわけです。

したがって、そのためには刺激を受けるために、鹿児島大学でもいいんですけども、川内キャンパスに原子力関係の研究所施設とか、そういうのができたら、市民全体が原子力に対する科学の質のレベルアップができていくのではないかと、そういう中から私のまちはエネルギーの供給基地でありますが、非常に進歩的な、科学的なそういうサイエンスのそれを持った市民がいっぱいおりますと、そういうことで薩摩川内市全体をブランドとして売り出していきたいものだと、そのように考えております。

(近藤委員長) なるほどそれなりに双方でやっているけど、しかし、松本さんのご指摘のところに制度として整理するべき点があるということでしょうか。

はい、それでは、時間になりましたので、これで質疑、討論を終わりたいと思います。なお、佐藤さんには、今日の議論に関して、あるいはその他の点でも結構ですが、県の皆様でご相談されて、原子力委員会に対して政策評価という観点でご意見をいただけることがありました。いつでも構いませんので、事務局の方へお出しいただければと思います。今日は本当に忙しいところありがとうございました。

それでは、今日はこのようなことで議論を終わらせていただきます。

ここで、お知らせを一つ。前回、ご了解いただきましたように、ここまでの議論を踏まえてというか、こんなことを政策評価という観点で議論していることを紹介しつつ、市民の皆様からご意見を聴く会を開催したいと思ひまして、その案内がどこかに入っているのかしら。入っていますね。プレスリリースとして原子力政策評価部会ご意見を聴く会の参加募集をお配りしておりますが、8月1日、水曜日、愛媛県松山市で開催をすることとしております。そこにご意見の聴取と書いてございますが、地元の皆様からご意見をいただけるということで、この方々にご意見をお伺いさせていただくことをお願いしております。前半ご意見を伺って、部会の委員の皆様と意見交換していただきまして、何が問題であるのか、どういう評価をしておられるのかということについて、正しく理解をさせていただいた上で、後半さらに会場に参加された方からもご発言をいただいと申しておりますので、お忙しいところとは思ひますけれども、この1日、専門委員の方々には松山にご参集いただけるようお願いを申し上げます。

それでは、本日は、これで終わりにしたいと思ひます。次回は、8月の後半、9月の頭に予定させていただき、追って日程調整させていただきますが、よろしく願ひいたします。

それでは、本日はこれで終わります。松本様、佐藤様、ご臨席を賜り、まことにありがとうございました。

—了—